

法律を学習する際の基礎知識

一 法律のしくみ

実際の法律の条文を読みます。下に挙げた条文は、「建物の区分所有等に関する法律」（以下「区分所有法」といいます。）の50条の規定です。もちろん、現時点で意味がわかる必要はありません。

（監事）

第五十条 管理組合法人には、監事を置かなければならない。

2 監事は、理事又は管理組合法人の使用人と兼ねてはならない。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、集会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、集会を招集すること。

4 第二十五条、第四十九条第六項及び第七項並びに前条の規定は、監事に準用する。

1 条・項・号・見出し

(1) 条

法律では、「第●条」という形で、ある程度のまとまりごとに、ルールが定められています。これを「条」といいます。通常は、このような条がいくつか集まって法律となっています。区分所有法は、第1条から第72条までの条からなります。

(2) 項

条で定める内容が、ある程度多い場合には、いくつかの「項」にわけて内容を整理して規定します。項は、第2項以降は、冒頭に算用数字を記してどこから項が始まるか示しています。例えば、区分所有法50条は、4つの項で構成されています。

※ 第1項の冒頭は「第●条」と条番号が記載されていて明確ですので、第1項では、項番号そのものは示されていません。

(3) 号

条や項の中でいくつかの事項を列挙する場合、列挙すべき事項の前に漢数字で番号を示して列挙します。この番号を「号」といいます。例えば、区分所有法 50 条 3 項では、監事の職務として 1 号から 4 号までが列挙されています。

(4) 見出し

条の内容は、条番号の前に見出しで端的に示されています。上で挙げた区分所有法 50 条の見出しは「(監事)」であり、本条は、監事について定めた条文であることがわかります。

2 要件と効果

(管理所有)

第二十七条 管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

2 (略)

条文の書き方としては、「～のとき、…することができる。」などと、条件（～の部分）と帰結（…の部分）とにわけて書かれることが一般的です。この条件のことを「要件」といい、この帰結のことを「効果」といいます。

区分所有法 27 条 1 項の場合、「規約に特別の定めがあるときは」の部分が要件、「管理者は、…共用部分を所有することができる」の部分が効果となります。

法律を使えるようになるということは、具体的な事例の中に、要件に該当する事実があるかないかを確認して、どのような効果が発生するかを判断できるようになるということです。そのため、法律の勉強では、「要件は、どのような意味で、どのような事実が要件に該当するのか」、「発生する効果がどのようなものなのか」を理解することが大切です。

区分所有法 27 条 1 項の場合、「規約に特別の定めがある」とは、どのようなことを意味するのか、そもそも「規約」とは何なのかを理解したり、「管理者」、「共用部分」が何なのかを理解したりすることが大切になります。